

富田林の
自然

No. 5



1992・2・22

富田林の自然を守る会

短歌

花野

佐藤靖彦

秋草のいのち彩る花の野を自然観察と洒落こんで行く
早乙女花実のらす種は臭いして屁屎葛へくそかずらの異名をもてり
さゆらぎで釣鐘つりがねにんじん人參野の虫にその紫の鐘を鳴らすや
夏逝くを告げて咲く花曼珠沙華艶やかなるや野を粧いて
掌えのころぐさの上に狗尾草をまろばせてその和らぎを秋としりたり
草に意思あるやも知れず人の往く道に車前おおばこ棲み分けて生ゆ
葛の花少年のごと恥じらいて広葉のかげに風吹けば見ゆ
廃たる蜜柑山ひとつのみこんで藪がらしの茂る勢い

一九九一年九月一五日

自然観察会（下佐備―滝谷公園）

富田林の自然

目次

花 野〈短歌〉(佐藤靖彦)	1
自然との調和のとれたまちづくりを	
PHOTO WATCHING (安本敬子)	3
石川から学ぶ(森山義博)	9
雑感三題(富永 寿)	
錦織公園と梅林のメジロ	15
シジミと産業廃棄物	16
市民が主人公のリゾートづくりを	17
資料	
富田林市土砂等による土地の埋立等に関する指導要綱	19
表紙の写真(ヤブツバキ)	25

自然との調和のとれたまちづくりを

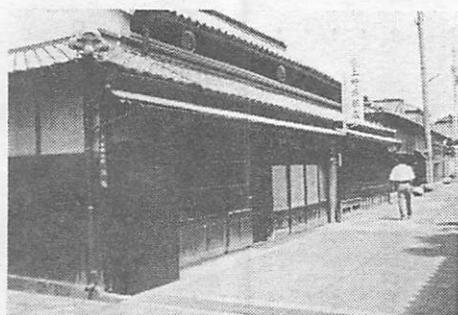
PHOTO WATCHING

富田林市職員労働組合

自治研部長 安本敬子

富田林市職労は「働きがいのある職場づくり」と「定住のまちづくり」の運動を統一した“づくり運動”の取り組みを進めています。その中で「まちづくりウォッチング」として「寺内町」、「自然と新住宅地」、「石川」など3回にわたって現地視察を行いました。そのときの様子を写真で紹介します。

寺内町（1991年6月3日）

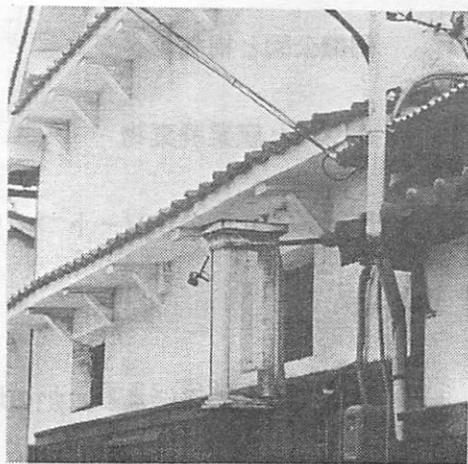


今も呉服店を商う「上野呉服店」

当家は富筋に東面し、明治40年に呉服屋を創業しました。建物の建築時期は不明であり、本体にはかなり古い材も残されていますが、現況はほとんどが幕末に建て替えられたものと思われます。

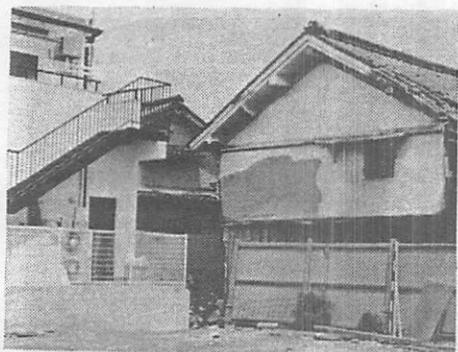
店は土間部分の表を全面開放し、下店と店を左右に配し、その中央

半間の土間によって後方の土間に導いています。（富田林市教育委員会編「富田林・寺内町」より）

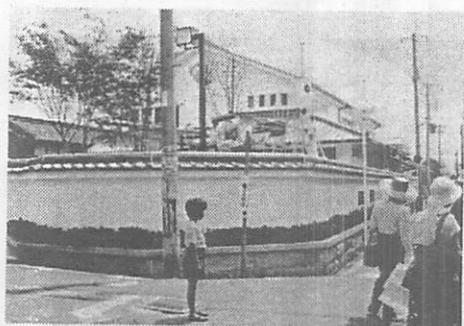


懐かしい広告灯（今は防犯灯に再活用されています）。ここは以前「万里の春」の酒造蔵でした。

この地域は伝統的建物と、老朽化した建物とが混在しているところ。補助金で改築した家もみられます。



老朽化した家が壊され、建材置き場や駐車場・建売住宅になったところもありました。



市民の粘り強い誓願運動が実った富田林保育園も寺内町にマッチした建物に生まれ変わりました。



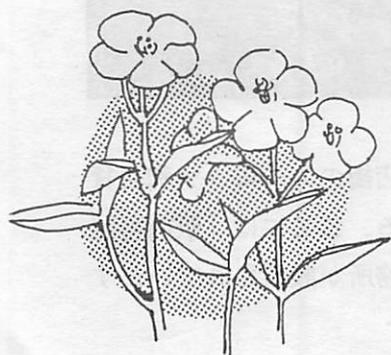
寺内町につづいている「中央商店街」。富田林駅に通じるメインストリートでありながら大手スーパーの進出によって衰退が著しい。



中央商店街の入口に「大和百貨店」がある。ここには「駅前再開発」の事務所が設置されていますが……



大和百貨店から二筋目の道にはいると元「官舎」として使用されていた建物がそのまま残っています。そのつづきに中央図書館が建っています。大きな楠や清閑な中にたたずむ図書館、公民館はこうおしゃべりしながら散策するのも新しい発見があります。

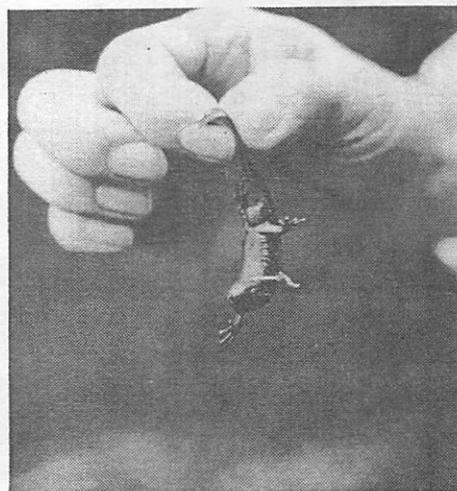


東条山（1991年6月17日）

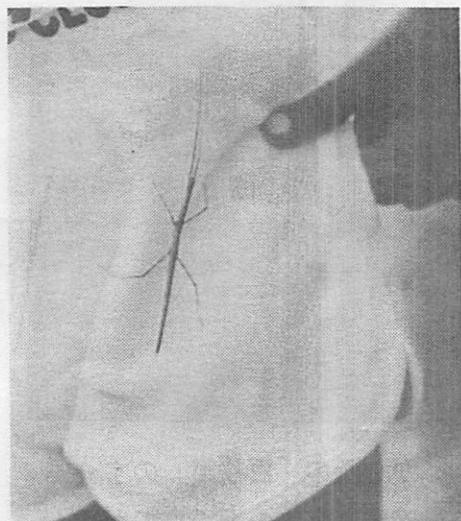
「富田林の自然を守る会」主催の観察会（講師：木下陸男氏）に市職労のウォッチングとして参加しました。



富田林の自然の宝庫と言うべき東条山では子どもたち以上に大人たちが夢中になって自然と触れ合いました。



田んぼの溝に雄のイモリ



僕のズボンにナナフシが

これら以外にも黄色いクモ、緑のクモ、ケヤキのツトムシなども見つけました。

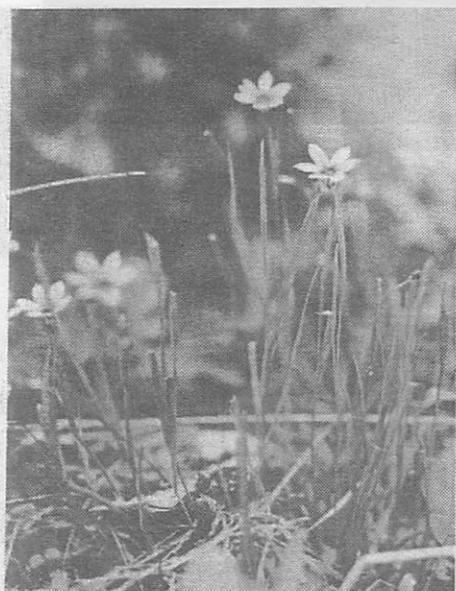
また、植物では



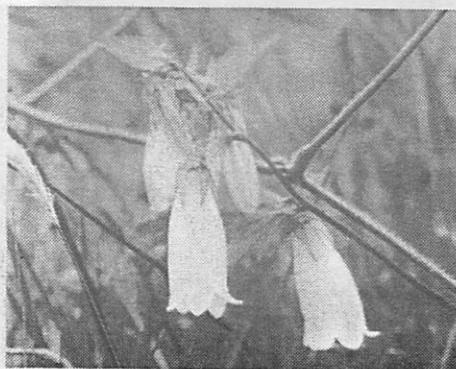
白アザミ



タツナミソウ



ニワゼキショウ



ホタルブクロウ



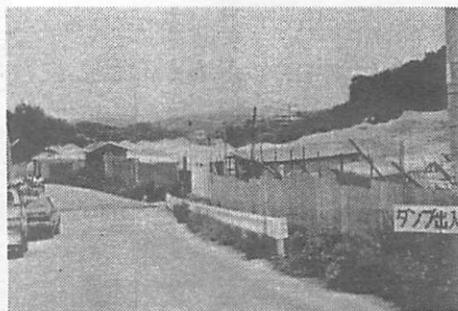
ササユリ



百枚田と呼ばれている棚田。この貴重な「文化」をぜひとも残したいものです。



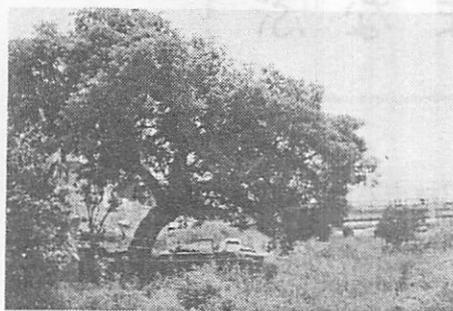
しかしその「百枚田」のすぐ側では産業廃棄物の埋め立てが進んでいます。



ダンプカーが出入りし、トタン等で仕切られた中では鼻をつく臭いのするところもありました。

またビニール、タイヤなど燃やすことのできないゴミが放置されています。産業廃棄物の許認可は府であっても、市としても行政対策が急がれます。

石川（1991年7月14日）



金剛大橋のたもとの河川敷には大きな古い木がありますが、府の「今昔フェスティバル」のために掘り返したり、河川敷に芝生を植えるなど見た目には整備されていますが、河川敷本来の役割はどうでしょうか。



護岸工事を石やコンクリートでしていますが草も生えず、芦も見あたりません。

石上露子は
ゆきずりのわが小板橋
しらしらとひと枝のうばら
いずこより流れか寄りし。
君まつと踏みし夕に

いひしらず泌みて匂ひき。

今はとて思い痛みて
君が名も夢も捨てむと
なげきつつたわたれば、
ああうばら、あともとどめず、
小板橋ひとりゆらめく。

と詠みましたが今はその面影もありません。

また、生活排水で水が汚れ、ゴミがあちこちに散らばっているのがめだちます。

人間と自然と川の生態系について市民と共に学習していく必要があると思いました。

この他にも新しい「東団地」や大規模マンションの「クボタハウス」またカラオケボックスなどウォッチングしました。今後も「タウンウォッチング」は定期的に続けていくことが大切だと思っています。

[以上は1991年6月29日に行われた市職労自治研集会でスライドで報告したものです]

石川からまなぶ

富田林市石川化石発掘調査団

森山 義博 (富田林高校)

100万年前に「石川」はなかった

富田林高校の生徒諸君と石川を調べるようになって5年になります。といっても私達地質家(や)が調べるといえば現在流れている石川そのものを調べるというのではありません。石川の河床に露出している地層(大阪層群)やその地層に含まれる化石を調査するという事です。

大阪層群という地層は現在の大阪平野や丘陵に広く分布する300万年前から30万年前に形成された地層です。今の石川の形成についてはおよそ10万年前以降のことです

から、大阪層群を調べるということは直接的には今の石川が何年前にどのような過程をへてできていったのか、などということをはっきりとしようということではありません。

従って、足跡化石に関する新聞報道などで「100万年前の石川で古代の象が・・・」という言い方は厳密には正しい表現ではありません。

しかし、これまでの理科部員の植物化石の研究や、'89年からの発掘調査を通して、富田林高校から高橋付近の石川の河床に露出している大阪層群はおよそ100万年前にできた地層だ、ということがはっ

表1 地形と地質

地形	地質	形成時代	性質
沖積平野	沖積層 現在の河岩や海岸平野に堆積した泥・砂・れきなど	約2万年前～ 現在	未固結で非常に やわらかい
段丘 (台地)	段丘堆積物(段丘れき層) 海成もあるが多くは河川や扇状地に堆積したれきを主とする地層。層さは普通数m	数万年前	未固結だが しまっている
丘陵(丘)	大阪層群 海底や河川・湖に堆積した地層 (泥・砂・層)で、間にたくさんの火山灰層がある	30(?)万年前～ 300万年前	未固結だが しまっている
山地	花こう岩や古い地層	7000万年前 より古い	風化していなければ 非常にかたい (固結している)

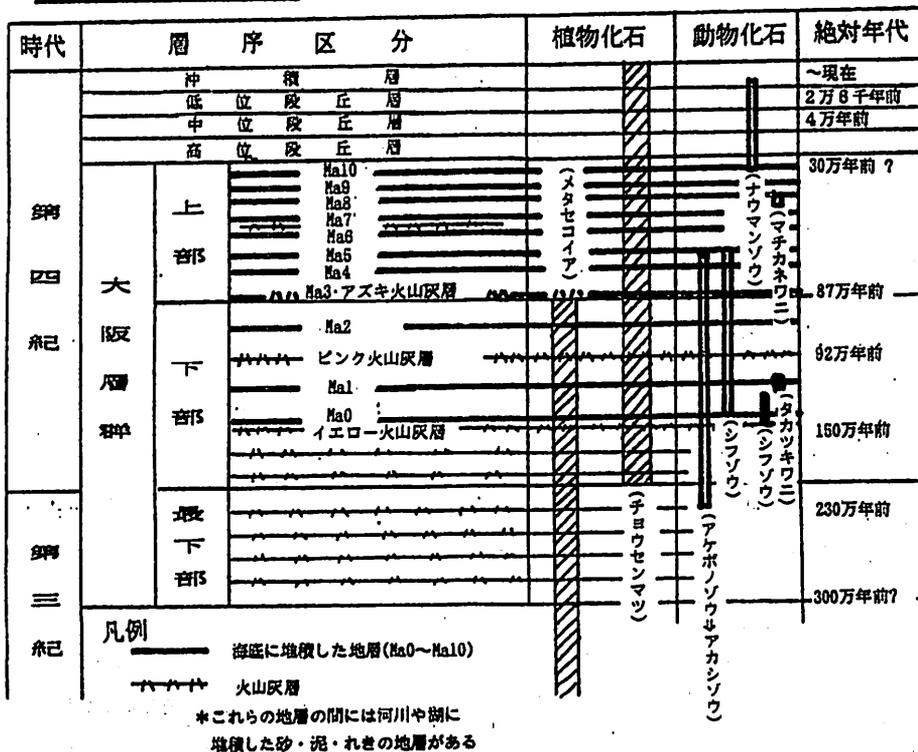
きりしてきました。また、その大部分が当時この付近をながれていた川によって堆積した地層であることもわかってきました。どうしてそんなことがわかるのかは後にまわすことにして、大阪層群という地層と、その成り立ちについて少し説明しておきます。

大阪層群とは

今までのいろんな研究者によって、大阪層群という地層には主として海成層と河湖成層からできているといわれてきました。海成層とは、地球の気候が暖かくて海水面が高く瀬戸内海や大阪湾が文字

通り内湾であった時代に、海底やその海浜で形成された地層のことをいいます。主として海底に堆積した粘土層や海浜に形成された砂層からできています。そのような地層からは当然貝の化石や動物がつくった巣穴の化石などがたくさんでできます。一方河湖成層といわれるものは、地球の気候が寒くなり海水面の低下によって瀬戸内海や大阪湾の地域も内陸化して、河川や淡水の湖に形成された地層です。主として礫層・砂層・粘土層からできています。化石も淡水に生息する貝や哺乳動物の骨や歯の化石など見つかることがあります。富田林市の錦織町から10年ほ

表2 大阪層群の層序表



ど前にはアケボノゾウという古代象の牙と臼歯の化石とシフゾウという大型のシカの角の化石が見つかっています。植物化石もたくさんでてきます。種子化石や材木の化石が主ですが、まれに葉の化石が見つかることもあります。最近には昆虫化石も見つかるようになりました。

丘陵には大阪層群がある

このような地層が大阪平野の地下には1000m以上の厚さであります。大阪平野の本体は実はこの大阪層群であるといつていいくらいなのです。しかし、普通はその上を段丘の礫層や沖積層などの新しい地層が薄く被覆しており、直接見えることはありません。しかし、

図1 大阪平野の「北西～南東」地質断面(簡略化した)

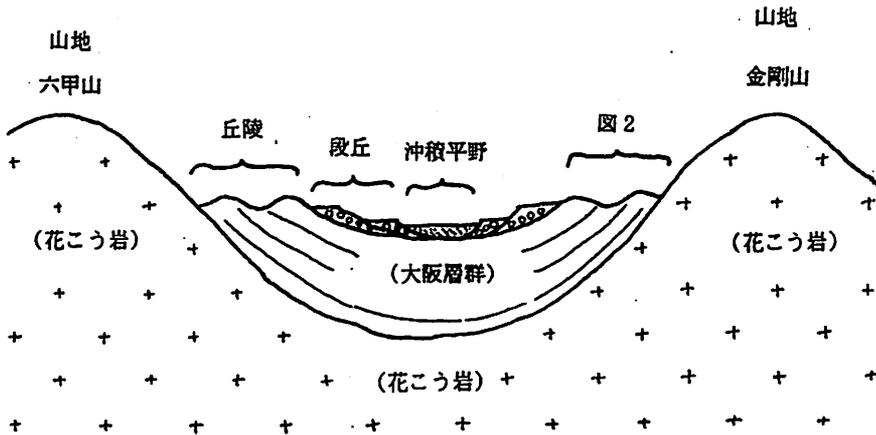
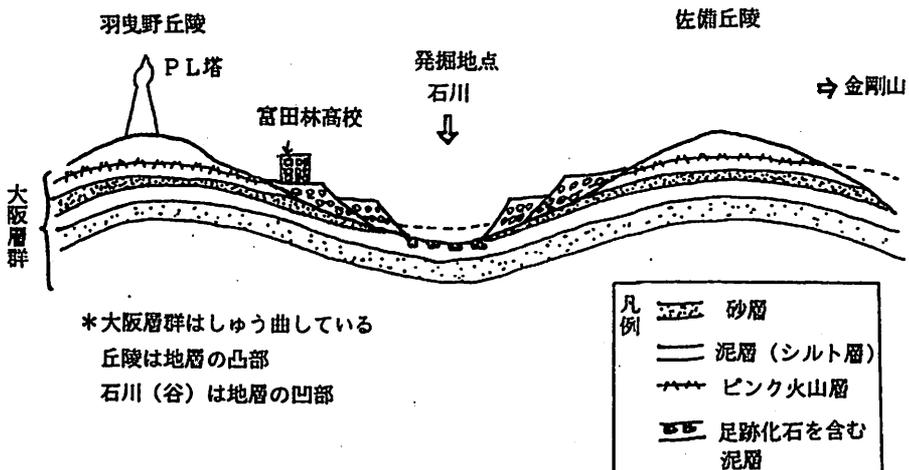


図2 石川周辺の断面図 羽曳野丘陵



大阪平野の地質断面図を見ていただくとうるように、この大阪層群が平野と山地の間の丘陵部に姿を見せているのです。

私達になじみのある羽曳野丘陵や佐備丘陵は、この大阪層群が直接に姿を見せているところなのです。

丘陵と石川と大阪層群

石川は、大阪層群で形成される羽曳野丘陵と佐備丘陵の間の大きな谷部を南北に流れています。丘陵部は大阪層群が上に凸のしゅう曲（背斜）したところであり、石川の流れる谷は上に凹のしゅう曲するところです（第2図参照）。この大阪層群と同じ時代に形成された地層は、日本や世界の大きな平野や丘陵で普遍的に見られます。

火山灰層で時代がかわる

大阪層群の特色の一つは、この地層中に特徴のある火山灰層がたくさん含まれていることです。そして、この火山灰層を調べることによって何年前に降り積もってきた地層であるかがわかります。他の砂層や粘土層ではそのような時代の決定が非常に難しいので、火山灰層の存在は大変重要なので

す。このような研究が大阪層群については大変詳しくなされているので、同じ時代の地層を研究する上で大阪層群は日本の模式地の一つになっています。私達が発掘調査を進めている場所でも大変重要な火山灰層（ピンク火山灰層）が見つかり、現在調査中の地層がほぼ100万年前の地層であることがはっきりしたのです。

発掘調査の目的

3年前の化石林と足跡化石の発見以来、発掘調査を行ってきました。その目的は、一つは浸食や護岸工事で消滅する化石を記録して、できるだけ保存するという事です。そしてもう一つはこのような化石や地層の調査から100万年前の富田林付近の自然環境をあきらかにするということがあります。金剛山は当時あのような高さでそびえていたのか。どんな植生の自然があつたのか。どのような川が流れていたのか。また、どのような動物が生きていたのか。実際にはある幅の時代の地層を調べることになるので、そのような数10万年にわたる自然環境の変化が詳しくわかっていくのではないかと考えています。

発掘でいままでにわかったこと

現在発掘している地層は、いわゆる河湖成層といわれてきたものです。しかし、詳しく調べていくと粘土層も湖の底に堆積したのではなく明らかに川やその周辺につくられた地層です。洪水時土石流として堆積したものもあれば、自然堤防や後背湿地に堆積した地層もあります。当時の川の氾濫原を蛇行して流れていた様子がはっきりとわかる地層もでてきました。このようなことから、100万年前のある時期この付近には大きな川が流れていたことが明らかです。もちろん人間などが手を加えたような堤防はないのですから、降水量が多いときには気ままに流れの向きが変化をする川の氾濫原でした。その川の周辺にはメタセコイアやハンノキなどの林があり、そのまわりには当時の気候にあった植生の森があったはずで、そこには様々な動物が生息していました。今の象よりずっと小型で古いタイプのアケボノゾウ（アカシゾウ）やシフゾウやカズサシカといった鹿の仲間がたくさんいました。これらの動物は全て大陸から来たものですが現在は絶滅種です。

私達が調べている地層は全部が川にできた地層ではありません。すこし新しい地層には海成層がで

てきます。この時期から時々富田林付近が海底に沈むようになったようです。その後も象などの足跡化石や化石林を含む川の地層がでてくるので、富田林付近は100万年前位から海底に沈んだり陸化したりを繰り返す時代に入っていたようです。

昔の川を復元する

現在足跡化石はすべて川に形成された地層にみつかります。しかし、この川の大きさ・規模・扇状地の中か・氾濫原の中か・氾濫原のどの辺か・嶽山はあったのかなど、詳しいことはまだこれからです。このような昔の川の様子を復元していくとき困ることがあります。それは現在の日本では全く人間の手が加わっていない川を見ることがほとんど不可能なことです。天然のモデルがないということはこのような研究にとって大変な痛手です。どのような川が当時流れていたのか、そのことをイメージすることが現代人にとってはなかなか難しいのです。

弥生時代以降、日本の平野部で人間の手が加わっていない地形や川はほとんど存在しないのではないのでしょうか。現代でも東南アジアやバングラディシュなど大洪水で数万人単位で犠牲者がでる川が

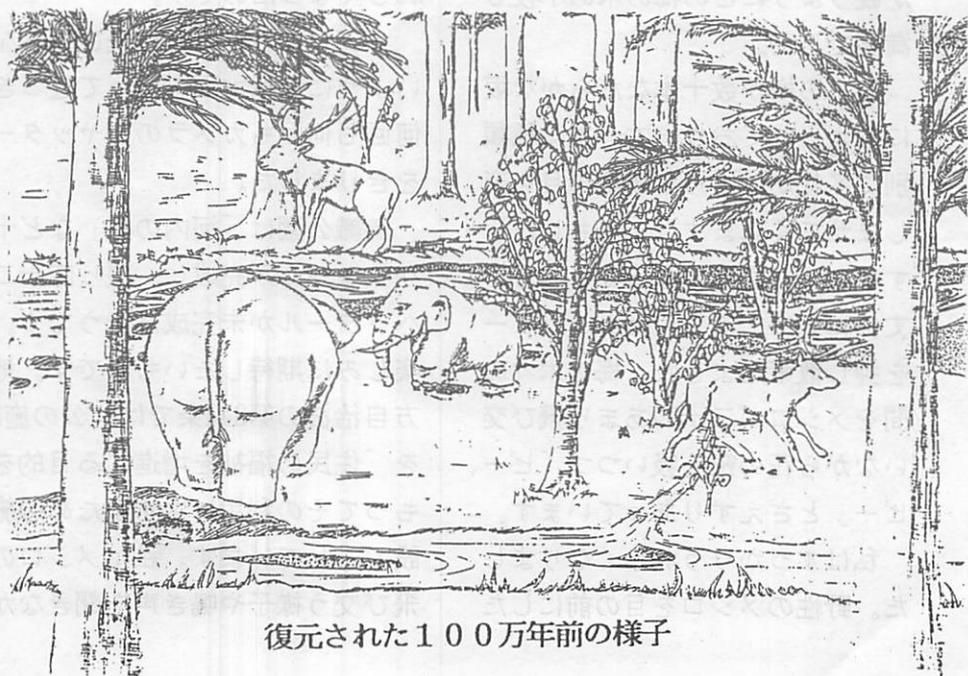
ありますが、そういう地域はかなり自然の川の姿が見られるそうです。しかし、そのような大陸に発達する大河川と今私達が復元をめざす川はおそらく様子が異なると思います。

石川と人間生活

そのように考えると、現在我々の前に流れる石川の姿もおそらく人間の無数の手が加わっているに違いありません。この富田林に人間が現れ石川と関わって生活を営むようになってから、どのように人間は石川に手を触れ、また石川からの影響を受けてきたのか。現在の発掘調査の仕事が終わったら、その歴史を説き明かしていきたい

とも考えています。

数万年前の石川が今より高い位置に流れていた頃の氾濫原、それが段丘面です。現在の石川はそれより低い位置を流れています。寺内街や古い集落は例外なしに段丘面の上に築かれており、昔の人々が段丘崖を天然の堤防として利用していたことがわかります。しかし、氾濫原につくられた田や畑は、ときに荒れ狂う石川によって破壊されることも多かつたはずです。このような自然と人間生活との緊張関係と自然からの恩恵、この調和が長い歴史のなかで保たれていたはずです。低い堤防に沿って次々に築かれていく住宅を見て、本当の石川との関係を忘れかけているのではないかと心配になります。



復元された100万年前の様子

雑 感 三 題

富 永 寿
(富田林市西板持)

錦織公園と梅林のメジロ

初春の三月に、河南年金支部から府営錦織公園の梅花を観賞に弁当持参で行きました。黒田革新府政のとき計画された「錦織公園」の一部「河内の里」がオープンされていて、四季を問わず訪れる人が増えつつあるといます。

あいにくこの日はどんよりと曇った天候のせいか来園者は私たち一行だけでしたが梅の花が、赤・紅・白色と咲きほこり、清楚な花が競うようにどの梅の木の小枝も満開でした。

若木の梅が数十本なだらかな坂に植えられており一本一本に種類別に名札が付けられ観察の目を楽しませてくれます。十年もしたらすばらしい梅林になるでしょう。丈夫に育ってほしいとシャッターを押し散策しました。梅の木々の間をメジロが二十匹あまり飛び交いながら花の蜜を吸いつつ「ピー、ピー」とさえずりあっています。

私はすっかりうれしくなりました。野性のメジロを目の前にした

のは、しかも大阪で富田林で見たのです。四十数年ぶりのことです。梅の木から木へと飛んでいるメジロの群れを見て、私は子どもの頃を思い出しぞくぞくしました。メジロ籠に取り餅を持ってメジロ取りに故郷の山を駆け回ったものでした。あの頃の様子そのままにメジロたちが梅の木の花から花へと可愛い姿を見せているのです。私は自然を呼び戻した気分浸りうれしくなったのです。

メジロたちが驚いて飛び去らないように私は地面を這って近づき何回も何回もカメラのシャッターをきりました。

錦織公園は「河内の里」など十ヘクタールが完成し、残り四十二ヘクタールが未完成だそうです。楽しみに期待したいものです。地方自治法の第244条では、公の施設を「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」としています。私はメジロの飛び交う様子や鳴き声を聞きなが

ら、これからよくなっていくであろう錦織公園の施設・設備・運営が住民が利用しやすいような住民の身近な公園として拡大され充実されることを期待します。

富田林の「母なる川」と呼ばれる石川について「石川あすかプラン」は様々とユニークなプランが

あります。石川河川公園として「憩いの広場」「花見の広場」など計画されています。期待が大きいだけに人工的に変貌するで無しに自然の姿を生かした河川整備でありたいと願わずにはられません。水草が繁る石川を望みます。

シジミと産業廃棄物

寺内町の杉山邸の前に今は取り壊しましたが「板持蔵」がありました。杉山家に収める年貢米を運び込んだ蔵です。西板持地域は開発が進む市内中で現在でも比較的专业農家が多い近郊農村です。米づくりをはじめハウス栽培でキュウリ、ナスと野菜づくりが盛んです。昔から何世代にわたり引き継がれてきた家屋や町並み風習もいくつか残っています。

一昨年の夏のことです。村中を流れる溝に図体の大きいシジミが川底一面に群生していて異常だということです。しかし、食べてみたが油臭くて食べられなかったということです。また、田に入れた水が二、三日もすると水に色がつくという話です。油臭いシジミと言い、田の水が変色するという今までは考えたことも見たこともない変化

に村の人はその原因が分からず自然の変化に不安を抱えています。西板持を流れる水に何か混ざり水質が化学変化をしているのでしょうか。

井戸水を使用している家庭もあります。シジミの異常繁殖、田圃の水の変色異変は米をはじめ野菜などの農作物に影響していると考えられます。西板持の地域から山手にはこれと言った工場はありません。家庭からの排水が原因だとも思われません。しかし、近い将来には人体に悪い影響を与えることはたしかです。地域住民も農家の人たちも原因がわからないまま寄ると話題にする位で原因追求にはいたっていませんが、静かなこの地域を流れる川の流水や地下水が汚染されているのは明かです。大きな公害問題を引き起こす可能

性をはらんだまま事態は進行しています。

いま、東条筋の谷や佐備筋の谷を産業廃棄物や有害ゴミをダンプカーが満載して埋め立てています。府の認可をとっての廃棄処分です。ダンプカーで十万台分以上もの大量の廃棄物が山となって谷間の姿を変えています。

市は廃棄物規制の条例を市議会とともに施行したようですが、油臭いシジミの異常発生、田圃にいられた水に色がつくという異変は有害ゴミの放棄や産業廃棄物以外に

はその原因は考えられません。発生源不明のままに放置しその対策を講じないと、石川の水に頼っている水道水の汚染、濃縮した有害物が田畑に沈澱し農作物に影響し公害問題を遠からず提起することでしょう。谷を埋め立てているのです。鉄砲水の危険も考えられますが産業廃棄物にはどんな物質が含まれているのか分かりません。自然破壊の進行は人々の生活環境を根底からつき崩します。

市民が主人公のリゾートづくりを

昨年の年末に、妻とJTBのツアーでオーストラリア・ニュージーランドに15日間の旅行に行きました。観光を終えての帰途、「旅行アンケート」を空港のロビーで時間待ちの時かかされます。海外観光客からアンケートを集めツアーの参考と宣伝に使うのでしょうか。第13号の「旅の案内書」に私の文章が使用されていました。『オーストラリア・ニュージーランドの旅行を数年前から家内と話し合っていました。今回、その希望が実現しシドニーに降り立ったときは、街の風景、港、牧場が続く広々とし

た異国に感動し、思わず「良かった」と思いました。この感動は行き先ごとに深くなり、同時に日本の風景や自然と比較してみました。牧場はすみずみまで整理され、国土の利用が生活、産業、経済とゆきわたっているようです。それに比べ日本の農村や山林の荒れ方、国土を放った現状に胸を痛めました。福祉の方も進んでいるようで、高齢者がのびのびと社会生活に参加しているし、若者にとっても生活を楽しむ施設が多いようです。何よりも、「水・緑」のリズムが街々にとけあい環境を大切にしてい

います』—以下略—

特にニュージーランドはリゾート先進国です。街そのものがリゾートになっているようです。街の中は緑で埋め尽くされ、川の水はきれいし、鴨の群れが楽しそうに泳いでいます。空気も澄んでいます。早朝の散歩のすがすがしさは旅の疲れを活力に変えてくれます。ジョギングの発祥の地がニュージーランドであることもうなづけます。リゾートの本来の意味は人間が日頃の疲れをいやし明日への活力を取り戻すという意味を持った地域のことを言います。いま日本の国土面積の20%をこえる面積がリゾート開発の計画として進められています。しかし、リゾート開発ブームが真に国民の「健康で文化的な生活」要求にこたえているかどうか疑問です。自治体がまちの活性化のためにリゾート開発に熱中していますが、大企業は利潤めあてのものが多くリゾート開発が自然破壊の引金となっていることや誘致した自治体とのおもわく違いを起こして問題になったところ、ゴルフ場乱開発は環境破壊や農薬公害を起こし深刻です。

私たちが住むこの富田林でも、ミニリゾート化が市内のあちこちで進められています。メインプラ

ンの「石川あすかプラン」・「寺内町保存と町並み整備」・「公園墓地」・「錦織公園」などあげられますが、市民生活に潤いをもたらしどんな影響を地域に与えるかを配慮すべき問題です。交通公害や災害の対処の仕方も問題として山積しています。

私は、こうした開発は住民主人公の自主的開発が何よりも優先されなければならないと思います。地元の産業や暮らしを守り、地域の活性化と発展のため郷土の自然、伝統産業・文化を大切にするを基本にすえたものでなければ開発が将来に汚点を残すと思うのです。「日常生活圏においていつでも安く利用できる身近なスポーツ施設、レクリエーション施設の整備拡張」を自治体に要望するのです。

冒頭に書いたオーストラリア・ニュージーランドでは市街の真ん中にこうした施設の充実と老いも若きも手軽に利用している姿を見てリゾート開発が大企業の儲け主義に利用されるものではなく住民主人公のリゾートづくりこそ地球環境を守り21世紀への展望を切り開く唯一の道だと思います。

富田林市土砂等による土地の埋立等に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、土砂等により土地の埋立等を行う者に対して必要な指導を行うことにより、災害の発生を防止し、自然環境、生活環境（以下「自然環境等」という。）の保全を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂等 土地の埋立等に供する物で廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物以外の土砂及びこれに類するものをいう。
- (2) 土地の埋立等 土地の埋立、盛土又は切り土により土地の地形及び地質を変更することをいう。
- (3) 事業主 土砂等による土地の埋立等の事業に係わる工事（以下「工事」という。）を行う土地の所有者（当該土地に管理者がある場合は、所有者及び管理者とする。）を言う。
- (4) 工事施行者 事業主との請負契約による工事の請負人又は請負契約によらないで自ら工事をするものを言う。

(適用範囲)

第3条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条に規定する市街化調整区域内において行われる工事で、その面積が1,000平方メートル以上で盛土若しくは切り土の高さが3メートル以上のものについて適用する。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、適用しない。

- (1) 国又は地方公共団体が行う公益事業
 - (2) 富田林市開発指導要綱（昭和48年要綱第1号）第2条各号に規定する開発行為等
 - (3) その他市長においてこの要綱による指導の必要がないと認めるもの
- 2 前項の場合において、隣接または接続した二つ以上の工事が一体として機能しているときは、これらを一つの工事とみなして適用する。

(事業主等の責務)

第4条 事業主及び工事施行者（以下「事業主等」という。）は、工事をすることになったっては、災害を防止し、自然環境等を保全するため、万全の措置を講じなければならない。

- 2 事業主は、工事を施行するにあたり、あらかじめ当該工事の施行に係わる土地の周辺関係者の理解を得るように努めるとともに、当該工事の施行に伴

う苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもって、その解決に当たらなければならない。

(事前指導)

第5条 工事を施行しようとする事業主等は、関係する諸条例の許認可申請を行う前に富田林市土地埋立等事前申出書(様式第1号)を市長に提出し、事前指導を受けなければならない。

2 市長は、前項の富田林市土地埋立等事前申出書の提出があった場合は、別表の指導基準に基づいて事前指導の内容を確定し、富田林市土地埋立等事前指導書(様式第2号)により事業主等に対して通知するものとする。

(審査等)

第6条 前条第2項の通知を受けた事業主等は、工事着手前に富田林市土地埋立等審査申出書(様式第3号)を市長に提出し、審査を受けなければならない。

2 市長は、前項の富田林市土地埋立等申請書の提出があった場合は、当該工事の事業計画について、指導基準に適合するか否かを審査し、適当と認めるときは、土地埋立等審査回答書(様式第4号)を事業主等に対して交付するものとする。

3 市長は、前項の審査をするに当たっては、次条に定める委員会に諮るものとする。

(審査委員会)

第7条 次の各号に掲げる事項について審査等を行うため、富田林市土地埋立等審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- (1) 申出に係わる事業計画の審査に関する事。
- (2) 指導基準に関する事。
- (3) 工事の中止の承認及び工事の完了の確認に関する事。
- (4) 違反行為に対する勧告及び行政上必要な措置に関する事。
- (5) その他市長が必要と認める事項に関する事。

2 前項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は別に定める。

(工事の着手)

第8条 事業主等は、工事に際し、他法令の許認可を必要とする場合は、当該許認可を受けた後でなければ、当該工事に着手してはならない。ただし、許認可を得るため先行してする工事についてはこの限りでない。

2 第6条第2項の土地埋立等審査回答書の交付を受けた事業主は、工事着手に際し、富田林市土地埋立等工事着手届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(工事の施工)

第9条 事業主等は、工事を施行するにあたっては、指導事項等を遵守しなければならない。

ならない。

(変更・中止の届出)

第10条 事業主等は、工事計画期間内において、事業主等の変更、工事区域の変更、土地利用目的の変更、防災工事の変更等をしようとする場合は、工事を中止しようとする場合は、速やかに富田林市土地埋立等工事変更・中止届出書(様式第6号)を市長に提出し、審査を受けなければならない。

2 市長は、前項の富田林市土地埋立等工事変更・中止届出書の提出があった場合は、書類の審査をし、適当と認めるときは、富田林市土地埋立等変更審査回答書(様式7号)を事業主等に対して交付するものとする。

3 市長は、前項の審査に当たっては、委員会に諮るものとする。

(工事完了届)

第11条 事業主等は、工事完了時において、富田林市土地埋立等工事完了届出書(様式第8条)を市長に提出しなければならない。

(土地の管理)

第12条 事業主等は、工事を完了した後の土地については、跡地利用計画に従った土地の利用を行い、適正に管理しなければならない。

(立入調査等)

第13条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、事業主等に対し、工事の進行状況について報告を求め、又は当該職員をして工事に係わる土地に立ち入らせ、若しくは関係人に質問をさせることができる。

(勧告等)

第14条 市長は、事業主等がこの要綱に違反したときは、事業主等に対して当該違反行為を是正するため、直ちに適切な処置を取るよう勧告することができる。

2 前項の勧告に従わないときは、行政上必要な措置を講ずることができる。

(補則)

第15号 この要綱の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成2年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に着手している工事については、この要綱を準用して指導することができる。

別 表

項 目	指 導 基 準
山 林	土地の埋立等の予定地が、森林法等に基づく許可等の要する土地である場合は、事業主等は関係行政機関と協議し、その指示に従うこと。
農 地	土地の埋立等の予定地が農地法に基づく許可等を要する土地である場合は事業主等は、農業委員会と協議しその指示に従うこと。
自治会等	事業主等は、周辺住民（関係自治会、埋立区域隣接地主）に対し事前に工事計画等の説明を行い、地元の理解を得るように努めること。また説明時においてその内容を記録すること。
水 利 等	事業主等は、土地の埋立区域内の雨水等を下流の公有水路、私有水路、溜池へ放流を行う場合は、関係水利権者又は、管理者の同意を得ること。
埋蔵文化財	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業主等は、土地の埋立区域内及びその周辺地域における埋没文化財等の存否及び取扱いについて、教育委員会と協議し、指示に従わなければならない。 2. 事業主等は、埋立等に際し埋蔵文化財を発見したときは、工事を中止し、直ちに教育委員会に届け出て、その指示を受けなければならない。 3. 事業主等は、発掘調査等に要する費用を負担しなければならない。
交通対策	<ol style="list-style-type: none"> 1. 車輛 <ol style="list-style-type: none"> 1) 事業主等は、土砂等運搬計画書を事前に道路管理車及び所轄警察署に提出し交通安全対策上の指示を得ること。 2) 事業主等は、土砂等運搬車両の通行に際して、必要に応じ監視員の配置等交通安全対策を講じること。 2. 道路 <ol style="list-style-type: none"> 1) 事業主等は、道路等に損傷を与えた場合は直ちに補修し現状に復すること。 2) 事業主等は、埋立区域内より、車輛のタイヤ等による道路への土砂の巻出しを防止するため、これらの設備を設けること。 3) 事業主等は、埋立工事に関連する道路への飛散した土砂は直ちに清掃すること。
公 害	事業主等は、土地の埋立等に伴う、粉じん、騒音、振動等の防止対策を講じ、周辺の生活環境等を損なわないように努めること。
防災対策	<ol style="list-style-type: none"> 1. 埋立工事期間中において、降雨及び流水の侵食による土砂くずれ及び流出、濁水防止のため排水設備、遊水池、沈砂池蛇かご、擁壁等により防災対策を講じること。 2. 埋立区域周辺に影響を及ぼさないよう、埋立区域外周の防

	<p>災工事は先行して行うこと。</p> <p>3. 土地の埋立てに関連した搬入土砂は搬入後、1月以上たい積（積上げ）の状態にしないこと。</p> <p>4. 地表面が水平面に対して30度を超える角度をなす土地の部分についての防災構造物は原則として擁壁の設置とする。</p> <p>5. 著しく傾斜している土地において、盛土をする場合には、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面がすべり面とならないように段切り、その他の措置を講じなければならない。</p> <p>6. 盛土をする場合には、盛土をした後の地盤に雨水、その他の地表水の浸透によるゆるみ、沈下、又は崩壊が生じないように締固めその他の措置を講じなければならない。</p> <p>7. 切土又は盛土をする場合においては、がけの上端に続く地盤面は特別の事情がない限り、そのがけの反対方向に雨水、その他の地表水が流れるように勾配を取らなければならない。</p> <p>8. 盛土によって生じる法面は、5m以内ごとに、幅1.5m以上の犬ばしりを設けるとともに、最下段の法面には土留、擁壁を設置すること。</p>
埋立区域 周辺の保全	<p>1. 事業主等は、埋立工事を行う場合、埋立区域周辺の農地、山林、自然環境等、被害を起こさないよう適切な措置を講じること。</p> <p>2. 埋立工事等により第三者に損害を与えた場合は、事業主等において補償等の措置を講じること。</p>
作業時間	<p>事業主等は、埋立工事に伴う作業は、日曜日及び祝祭日にあつては終日、平日にあつては午後5時から翌日午前8時30分までは実施しないこと。</p>
管 理	<p>事業主等は、埋立区域内の不法投棄防止及び危険防止に努めるなど適切な措置を講じること。</p>
排 水	<p>1. 事業主等は、土地の埋立等区域内の既設排水路の利用については、水利関係者等と協議し同意を得るとともにその機能を確保しなければならない。</p> <p>2. 事業主等は、土地の埋立区域外の排水路についても、水利関係者等と協議し、同意を得て上流の一部を含めて排水可能地点まで、設置又は改修しなければならない。</p> <p>3. 事業主等は、水路の設置、改修にあつては、その必要用地を事業主の負担で買収（私有水路敷を含む。）しなければならない。</p> <p>4. 事業主等は、土地の埋立区域からの汚水廃棄物等の流入に起因して周辺地域の農産物や農業用地に被害を与えないよう</p>

にしなければならない。また、被害による責任並びに負担は事業主等において適切に措置しなければならない。

5. 計画雨水量の算定

計画雨水量は次の各項を基準として定めること。

$$Q = 1/360 C \cdot I \cdot A \quad I = 460/t \cdot 0.55$$

Q: 計画雨水量 (m³/sec)

C: 流出係数

I: 降雨強度 (mm/hr)

A: 排水面積 (ha)

t: 流速時間

$$t = t_1 + t_2$$

t₁: 流入時間 5分～7分

t₂: 距離 / 平均流速

イ 流出係数は0.52とすること。

ただし、1hr未滿の土地の埋立区域内は降雨量90mm/hr、流出係数は0.9とすること。

6. 設計施工要項

(1) 管渠断面の定め方

ア 流量の計算はマンニングの公式による。

$$Q : A \cdot V$$

$$V : 1 / N \cdot 2 / R^{3 \cdot 1 / I^2}$$

Q : 流量 (m³/秒)

A : 流水の段面積 (m²)

V : 流速 (m/秒)

N : 粗度係数 (n=0.015)

R : 径深 (m) (=A/P)

P : 流水の潤辺長

イ 排水管渠

A) 計画雨水量に基づいて決定すること。

B) 断面は円形、正方形又は長方形とすること。

C) 計画雨水量に対し流速を最小0.8m/秒、最大3.0m/秒とすること。

表紙の写真

ヤブツバキ（つばき科）

暖地の山野に自生する常緑高木。葉は革質で光沢があり2月—4月に赤いラッパ状の五弁花を開く。花弁は基部で相互にくっついている。原種はこのヤブツバキであるが、鑑賞用の栽培品種がすこぶる多く花の色も種々ある。種子からは椿油がとれる。

花の少ない2月の山野にいろどりを添え、富田林でもあちこちで見られるが、河岸林などの竹藪からのぞくように咲く様が印象的だ。この写真は1990年3月に嶽山で撮影したもの。

田淵

— 発 行 —
富田林の自然を守る会

連絡先

田 淵 武 夫	(富田林市若松町4-16-21	☎0721-24-7960)
上 角 敦 彦	(富田林市若松町4-6-29	☎0721-24-8757)
三 嶋 富士夫	(富田林職員労働組合	☎0721-25-1973)